

ト文書の写しを法的保護者に渡す。アセント文書の原本は診療録とともに保管する。

概ね11歳以下の患者に対しては、試験に関する説明を口頭でわかりやすく行い、可能な限り口頭で同意を確認する。本人から口頭で了解が取れた場合は、法的保護者が署名した同意書に、本人から了解が取れたことを記載する。

12.3 被験者の個人情報の保護

本試験で得られた被験者のデータは本試験の目的以外には使用しない。なお、試験の結果を公表する際も被験者を特定できる情報は使用しない。試験実施にかかわる生データ類および同意書等を取扱う際は、被験者のプライバシー保護に十分配慮する。また、病院外に提出する症例調査票の作成、取扱い等においても、被験者を被験者番号により特定し、そのプライバシー保護について配慮する。

研究に参加する者は、原資料の閲覧によって知り得た被験者のプライバシーに関する情報を第三者に漏洩しない。試験実施施設責任医師は、本試験およびデータ解析の終了後も原資料を安全に保管する。

12.4 プロトコルの遵守

本試験に参加する研究者は、患者の安全と人権を損なわない限りにおいて本研究実施計画書を遵守する。

13 費用負担と健康被害への対応

13.1 試験参加者が負担する費用

本試験で行う治療は日常診療の範囲であるため、試験参加中の治療費はすべて患者の保険および自己負担によって支払われる。被検薬のバルサルタンはノバルティスファーマ株式会社より無償で提供されるが、対照薬である球形吸着炭の企業からの無償提供はない。

また、本試験では一部の患者を対象に薬物動態検査が行われるが、その検査費用はノバルティスファーマ株式会社が負担する。

13.2 健康被害への対応

本試験で健康被害が生じた場合は適切な治療を行い、その費用は通常の診療と同様に患者の保険および自己負担によって支払われる。担当医師は、試験開始前に医師賠償責任保険に加入する。

14 研究実施計画書の改訂

14.1 研究実施計画書の改訂

研究実施計画書を改訂する場合は、研究代表者（20.1）がプロトコル委員会（20.2）と協議の上、効果安全性評価委員会（20.3）の承認を得るものとする。改訂部分はすみやかに試験実施施設責任医師に文書で通知する。改訂がなされた場合、改訂された研究実施計画書および説明文書・同意書は各試験実施施設の倫理審査委員会で承認されなければならない。担当医師は被験者にすみやかに改訂の旨を通知し、被験者に対する適切な治療および事後処理を保証する。

14.2 試験期間の延長

研究代表者（20.1）は、予定した試験期間内に目標症例数が確保できない場合、試験期間を延長して研究を継続することがある。試験実施期間を延長した場合には試験実施施設責任医師と合意し、各試験実施施設での倫理審査委員会の承認を得る。

14.3 試験の中止または中断

試験を早期に中止する場合は、研究代表者（20.1）が研究グループと協議の上、効果安全性評価委員会（20.3）の承認を得るものとする。この場合、研究代表者（20.1）はすみやかに試験実施施設責任医師にその旨を文書で通知する。担当医師は各試験実施施設の倫理審査委員会にその旨を文書で通知するとともに、被験者にすみやかにその旨を通知し、被験者に対する適切な治療および事後処理を保証する。

14.4 新たな情報の報告

本試験に用いるすべての薬剤の有効性、安全性に関する新たな情報を得た場合、研究代表者（20.1）は必要に応じて試験実施施設責任医師に文書にて報告する。また、担当医師は、被験者の法的保護者に速やかにその旨を通知し、被験者への適切な治療および事後処理を行う。

新たな情報により説明文書の改訂の必要がある場合は速やかに改訂し、各試験実施施設の倫理審査委員会の承認を得る。試験実施施設責任医師は、改訂された説明文書を用いて被験者の法的保護者に改めて説明し、試験への参加の継続について自由意思による同意を文書により得る。

15 品質管理および品質保証

研究代表者（20.1）は、試験の実施ならびにデータの作成、記録および報告が研究実施計画書に従って実施されるように品質管理および品質保証を行う。本試験に関連するすべてのデータの信頼性とその適正な処理を保証するため、データの取り扱いの各段階（試験の依頼、モニタリング、症例調査票の内容の確認、データベースの作成と修正の手順、統計解析、およびそれらに伴う記録・報告等）を、研究代表者（20.1）の指名する担当者が実施する。

15.1 モニタリングと監査

試験が研究実施計画書を遵守して実施されているか、データが正確に収集されているかを確認するために、本試験では中央モニタリングを実施する。中央モニタリングは、データセンター（20.4）に収集された症例調査票のデータを対象として行う。データセンター（20.4）が試験実施施設および担当医師に対して実施するモニタリングの内容および手順は、業務手順書に別途定める。なお、施設訪問によるモニタリングは予定していない。

16 記録の保存

本試験に参加する試験実施施設は、研究代表者（20.1）および各試験実施施設の倫理審査委員会が保存すべきと規定した文書を試験終了後5年間保存しなければならない。

17 公表に関する取り決め

本試験の結果を専門の学会、雑誌等外部に発表する場合には、事前に研究代表者（20.1）の承諾を得るものとする。また、公表の際には被験者の個人情報の保護に留意する。

18 臨床試験登録

本試験は、最初の患者登録までに大学病院医療情報ネットワーク(UMIN)「臨床試験登録システム」に登録し、情報公開する。

19 利益相反と研究資金源

本試験では、被検薬のバルサルタンはノバルティスファーマ株式会社から無償提供され、一部の患者を対象に行われるバルサルタンの薬物動態検査の費用も同社が負担する。本試験は公的な資金を用いて行う予定であり、同社は本試験に関する意思決定には一切関与しない。

20 試験実施体制

本試験は、日本小児腎臓病学会 小児 CKD 対策小委員会が実施する。

20.1 研究代表者

上村 治

あいち小児保健医療総合センター 腎臓科

〒474-8710 愛知県大府市森岡町尾坂田 1-2

TEL : 0562-43-0500 FAX : 0562-43-0513

E-mail : osamu_uemura@mx.achmc.pref.aichi.jp

20.2 プロトコル委員会

上村 治 あいち小児保健医療総合センター腎臓科

伊藤秀一 国立成育医療センター腎臓科

里村憲一 大阪府立母子保健総合医療センター

中村秀史 国立成育医療センター治験管理室

服部元史 東京女子医科大学腎臓小児科

和田尚弘 静岡県立こども病院腎臓内科

20.3 効果安全性評価委員会

本田雅敬 東京都立清瀬小児病院

松山 健 公立福生病院 日本腎臓学会 CKD 対策小委員会委員

大橋靖雄 東京大学大学院医学系研究科 生物統計学／疫学・予防保健学

20.4 データセンター

データマネジメント

NPO 日本臨床研究支援ユニット (J-CRSU)

代表（データセンター長）：大橋靖雄 東京大学大学院医学系研究科

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-2-13 西山興業御茶ノ水ビル 3F

TEL : 03-5297-6258 FAX : 03-5297-6259 E-mail : datacenter@crsu.org

20.5 研究事務局

あいち小児保健医療総合センター 腎臓科

事務局責任者：永井琢人

〒474-8710 愛知県大府市森岡町尾坂田 1-2

TEL: 0562-43-0500 FAX: 0562-43-0500

E-mail: takuhito_nagai@mx.achmc.pref.aichi.jp

20.6 薬物動態検査および被検薬の提供

ノバルティスファーマ株式会社

〒106-8618 東京都港区西麻布 4-17-30

TEL : 03-3797-8000 FAX : 03-3486-6567

21 参考文献

1. CKD 診療ガイド. 日腎会誌. 2007;49:755-870
2. 服部元史, 川口洋, 伊藤克己, 門倉芳枝. 保存期小児慢性腎不全患者に対する低タンパク(低リン)食療法の試み. 日児誌. 1992;96:1046-1057.
3. Jureidini KF, Hogg RJ, van Renen MJ, Southwood TR, Henning PH, Cobiac L, et al. Evaluation of long-term aggressive dietary management of chronic renal failure in children. *Pediatr Nephrol*, 1990;4:1-10.
4. Chaturvedi S, Jones C. Protein restriction for children with chronic renal failure. Cochrane Database of Systematic Reviews, 2007;Issue 4
5. 酒井糸, 伊藤拓, 伊藤克己. 小児慢性腎不全に対するクレメジンの調査結果. 腎と透析. 1998;45:115-133
6. Angiotensin converting enzyme inhibitors and angiotensin II receptor antagonists for preventing the progression of diabetic kidney diseases. Cochrane database od Systematic Reviews, 2006;Issue 4
7. Remuzzi A, et.al: Angiotensin converting enzyme inhibition improves glomerular size-selectivity in IgA nephropathy. *Kidney Int*, 1991;39:1267-1273
8. Ruggenenti P, et.al: REIN-2 Study Group. Blood-pressure control for renoprotection in patients with non-diabetic chronic renal disease (REIN-2): multicentre, randomised controlled trial. *Lancet*, 2005;365:939-946
9. Jafar TH, et al: Angiotensin-converting enzyme inhibitors and progression of nondiabetic renal disease. A meta-analysis of patient-level data. *Ann Intern Med*, 2001;135:73-87
10. Nakao N, et al. Combination treatment of angiotensin-II receptor blocker and angiotensin-converting-enzyme inhibitor in non-diabetic renal disease (COOPERATIVE): a randomised controlled trial. *Lancet*, 2003;361:117-124
11. Fine RN, Whyte DA, Boydston II: Conservative Management of Chronic Renal Insufficiency. In Avner ED, Harmon WE, Niaudet P (eds) : Pediatric Nephrology, 5th ed, Lippincott Williams & Wilkins, Philadelphia, 2004;pp 1291-1311
12. Vogt BA, Avner ED: Renal Failure. In Kliegman RM, Behrman RE, JensonHB, Stanton BF (eds) : Nelson Textbook of Pediatrics, 18th ed, Saunders, Philadelphia, 2007;pp 2206-2214
13. Litwin M, Grenda R, Sladowska J, Antoniewicz J. Add-on therapy with angiotensin II receptor I blocker in children with chronic kidney disease already treated with angiotensin-converting enzyme inhibitors. *Pediatr Nephrol*, 2006;21:1716-1722
14. Flynn JT, et al: Pharmacologic treatment of hypertension in children and adolescents. *J Pediatr*, 2006;149:746-54
15. 早川英樹, 桑原正喜, 上村治他. 小児の正常血清クレアチニン値(酵素法)の検討ー身長との関係ー. 医学検査. 53 : 1285-1289, 2004.
16. John M. Castelloe JM. Sample Size Computations and Power Analysis with the SAS® System. Proceedings of the Twenty-Fifth Annual SAS Users Group International Conference, Paper 265-25. Cary, North Carolina: SAS Institute Inc.; 2000.
17. Lachin JM. Introduction to Sample Size Determination and Power Analysis for Clinical Trials. *Controlled Clinical Trials* 1981;2:93-113.
18. Pasternack BS, Gilbert HS. Planning the duration of long-term survival time studies designed for accrual by cohorts. *J Chronic Dis* 1971;24:681-700.
19. George SL, Desu MM. Planning the size and duration of a clinical trial studying the time to some critical event. *J Chronic Dis* 1974;27:15-24.

付録1 高血圧診断基準

年齢、体格別の血圧上限値（90 パーセンタイル）（下記文献より引用、改変）

年齢	身長(cm)		収縮期血圧(mmHg)	拡張期血圧(mmHg)
	男	女		
1-3 歳	95以下		105	60
4-6 歳	120以下		110	70
7-9 歳	135以下		115	75
10-12 歳	155以下		120	75
13-14 歳	165以下	160以下	125	78
15-16 歳	175以下	160以上	130	80
17歳以上	175以上		135	85

- 1、 安静時血圧で上記の基準値を超える場合、高血圧と判定する。
- 2、 血圧はマンシェットの幅が細すぎると高めに、太すぎると低めになるため、適切なサイズを選択する。

Update on the 1987 Task Force Report on High Blood Pressure in Children and Adolescents.
Pediatrics. 98:649- 658, 1996

付録2 ヘルシンキ宣言

ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則

1964年6月、フィンランド、ヘルシンキの第18回WMA総会で採択

1975年10月、東京の第29回WMA総会で修正

1983年10月、イタリア、ベニスの第35回WMA総会で修正

1989年9月、香港、九龍の第41回WMA総会で修正

1996年10月、南アフリカ共和国、サマーセットウエストの第48回WMA総会で修正

2000年10月、英国、エジンバラの第52回WMA総会で修正

2002年10月、米国、WMAワシントン総会で第29項目明確化のための注釈が追加

2004年10月、WMA東京総会で第30項目明確化のための注釈が追加

A. 序言

1. 世界医師会は、ヒトを対象とする医学研究に関わる医師、その他の関係者に対する指針を示す倫理的原則として、ヘルシンキ宣言を発展させてきた。ヒトを対象とする医学研究には、個人を特定できるヒト由来の材料および個人を特定できるデータの研究を含む。
2. 人類の健康を向上させ、守ることは、医師の責務である。医師の知識と良心は、この責務達成のために捧げられる。
3. 世界医師会のジュネーブ宣言は、「私の患者の健康を私の第一の関心事とする」ことを医師に義務づけ、また医の国際倫理綱領は、「医師は患者の身体的および精神的な状態を弱める影響をもつ可能性のある医療に際しては、患者の利益のためにのみ行動すべきである」と宣言している。
4. 医学の進歩は、最終的にはヒトを対象とする試験に一部依存せざるをえない研究に基づく。
5. ヒトを対象とする医学研究においては、被験者の福利に対する配慮が科学的および社会的利益よりも優先されなければならない。
6. ヒトを対象とする医学研究の第一の目的は、予防、診断および治療方法の改善ならびに疾病原因および病理の理解の向上にある。最善であると証明された予防、診断および治療方法であっても、その有効性、効果、利用しやすさおよび質に関する研究を通じて、絶えず再検証されなければならない。

7. 現在行われている医療や医学研究においては、ほとんどの予防、診断および治療方法に危険と負担が伴う。
8. 医学研究は、すべての人間に対する尊敬を深め、その健康と権利を擁護する倫理基準に従わなければならない。弱い立場にあり、特別な保護を必要とする研究対象集団もある。経済的および医学的に不利な立場の人々が有する特別のニーズを認識する必要がある。また、自ら同意することができないかまたは拒否することができない人々、強制下で同意を求められるおそれのある人々、研究からは個人的に利益を得られない人々およびその研究が自分の治療と結びついている人々に対しても、特別な注意が必要である。
9. 研究者は、適用される国際的規制はもとより、ヒトを対象とする研究に関する自国の倫理、法および規制上の要請も知らなければならぬ。いかなる自国の倫理、法および規制上の要請も、この宣言が示す被験者に対する保護を弱め、無視することが許されてはならない。

B. すべての医学研究のための基本原則

10. 被験者の生命、健康、プライバシーおよび尊厳を守ることは、医学研究に携わる医師の責務である。
11. ヒトを対象とする医学研究は、一般的に受け入れられた科学的原則に従い、科学的文献の十分な知識、他の関連した情報源および十分な実験ならびに適切な場合には動物実験に基づかなければならない。
12. 環境に影響を及ぼすおそれのある研究を実施する際の取扱いには十分な配慮が必要であり、また研究に使用される動物の生活環境も配慮されなければならない。
13. すべてヒトを対象とする実験手続の計画と作業内容は、実験計画書の中に明示されなければならない。この計画書は、考察、論評、助言、および適切な場合には、承認を得るために特別に指名された倫理審査委員会に提出されなければならない。この委員会は、研究者、スポンサーおよびそれ以外の不適当な影響を及ぼすすべてのものから独立することを要する。この独立した委員会は、研究が行われる国の法律および規制に適合していなければならない。委員会は進行中の実験をモニタリングする権利を有する。研究者は委員会に対し、モニタリングによる情報、特にすべての重篤な有害事象について情報を報告する義務がある。研究者は、資金提供、スポンサー、研究関連組織との関わり、その他起こりうる利害の衝突および被験者に対する報奨についても、審査のために委員会に報告しなければならない。
14. 研究計画書は、必ず倫理的配慮に関する声明を含み、またこの宣言が声明する諸原則に従っていることを明示しなければならない。
15. ヒトを対象とする医学研究は、科学的な資格のある人によって、臨床的に有能な医療

担当者の監督下においてのみ行われなければならない。被験者に対する責任は、常に医学的に資格のある人に所在し、被験者が同意を与えた場合でも、決してその被験者にはない。

16. ヒトを対象とするすべての医学研究プロジェクトは、被験者または第三者に対する予想しうる危険および負担を、予見可能な利益と比較する注意深い評価が事前に行われていなければならない。このことは医学研究における健康なボランティアの参加を排除しない。すべての研究計画は一般に公開されていなければならない。
17. 医師は、内在する危険が十分に評価され、しかもその危険を適切に管理できることが確信できない場合には、ヒトを対象とする医学研究に従事することを控えるべきである。医師は、利益よりも潜在する危険が高いと判断される場合、または有効かつ利益のある結果の決定的証拠が得られた場合には、すべての実験を中止しなければならない。
18. ヒトを対象とする医学研究は、その目的の重要性が研究に伴う被験者の危険と負担にまさる場合にのみ行われるべきである。これは、被験者が健康なボランティアである場合は特に重要である。
19. 医学研究は、研究が行われる対象集団が、その研究の結果から利益を得られる相当な可能性がある場合にのみ正当とされる。
20. 被験者はボランティアであり、かつ十分説明を受けたうえでその研究プロジェクトに参加するものであることを要する。
21. 被験者の完全無欠性を守る権利は常に尊重されることを要する。被験者のプライバシー、患者情報の機密性に対する注意および被験者の身体的、精神的完全無欠性およびその人格に関する研究の影響を最小限にとどめるために、あらゆる予防手段が講じられなければならない。
22. ヒトを対象とする研究はすべて、それぞれの被験予定者に対して、目的、方法、資金源、起こりうる利害の衝突、研究者の関連組織との関わり、研究に参加することにより期待される利益および起こりうる危険ならびに必然的に伴う不快な状態について十分な説明がなされなければならない。対象者はいつでも報復なしに、この研究への参加を取りやめ、または参加の同意を撤回する権利を有することを知らされなければならない。対象者がこの情報を理解したことを確認したうえで、医師は対象者の自由意志によるインフォームド・コンセントを、望ましくは文書で得なければならない。文書による同意を得ることができない場合には、その同意は正式な文書に記録され、証人によって証明されることを要する。
23. 医師は、研究プロジェクトに関してインフォームド・コンセントを得る場合には、被験者が医師に依存した関係にあるか否か、または強制の下に同意するおそれがあるか否かについて、特に注意を払わなければならない。もしそのようなことがある場合には、インフォームド・コンセントは、よく内容を知り、その研究に従事しておらず、かつそうした関係からまったく独立した医師によって取得されなければならない。

24. 法的無能力者、身体的もしくは精神的に同意ができない者、または法的に無能力な未成年者を研究対象とするときには、研究者は適用法の下で法的な資格のある代理人からインフォームド・コンセントを取得することを要する。これらのグループは、研究がグループ全体の健康を増進させるのに必要であり、かつこの研究が法的能力者では代替して行うことが不可能である場合に限って、研究対象に含めることができる。
25. 未成年者のように法的に無能力であるとみられる被験者が、研究参加についての決定に賛意を表すことができる場合には、研究者は、法的な資格のある代理人からの同意のほか、さらに未成年者の賛意を得ることを要する。
26. 代理人の同意または事前の同意を含めて、同意を得ることができない個人被験者を対象とした研究は、インフォームド・コンセントの取得を妨げる身体的／精神的情況がその対象集団の必然的な特徴であるとすれば、その場合に限って行わなければならぬ。実験計画書の中には、審査委員会の検討と承認を得るために、インフォームド・コンセントを与えることができない状態にある被験者を対象にする明確な理由が述べられていなければならない。その計画書には、本人あるいは法的な資格のある代理人から、引き続き研究に参加する同意ができるだけ早く得ることが明示されていなければならない。
27. 著者および発行者は倫理的な義務を負っている。研究結果の刊行に際し、研究者は結果の正確さを保つよう義務づけられている。ネガティブな結果もポジティブな結果と同様に、刊行または他の方法で公表利用されなければならない。この刊行物中には、資金提供の財源、関連組織との関わりおよび可能性のあるすべての利害関係の衝突が明示されていなければならない。この宣言が策定した原則に沿わない実験報告書は、公刊のために受理されではならない。

C. メディカル・ケアと結びついた医学研究のための追加原則

28. 医師が医学研究を治療と結びつけることができるのは、その研究が予防、診断または治療上価値がありうるとして正当であるとされる範囲に限られる。医学研究が治療と結びつく場合には、被験者である患者を守るためにさらなる基準が適用される。
29. 新しい方法の利益、危険、負担および有効性は、現在最善とされている予防、診断および治疗方法と比較考量されなければならない。ただし、証明された予防、診断および治疗方法が存在しない場合の研究において、プラセボまたは治療しないことの選択を排除するものではない。
30. 研究終了後、研究に参加したすべての患者は、その研究によって最善と証明された予防、診断および治疗方法を利用できることが保障されなければならない。
31. 医師は治療のどの部分が研究に関連しているかを患者に十分説明しなければならない。患者の研究参加の拒否が、患者と医師の関係を断じて妨げるべきではない。

32. 患者治療の際に、証明された予防、診断および治療方法が存在しないときまたは効果がないとされているときに、その患者からインフォームド・コンセントを得た医師は、まだ証明されていないかまたは新しい予防、診断および治療方法が、生命を救う、健康を回復する、あるいは苦痛を緩和する望みがあると判断した場合には、それらの方法を利用する自由があるというべきである。可能であれば、これらの方法は、その安全性と有効性を評価するために計画された研究の対象とされるべきである。すべての例において、新しい情報は記録され、また適切な場合には、刊行されなければならない。この宣言の他の関連するガイドラインは、この項においても遵守されなければならない。

*脚注：

WMA ヘルシンキ宣言第 29 項目明確化のための注釈

WMA はここに、プラセボ対照試験を行う際には最大限の注意が必要であり、また一般にこの方法は既存の証明された治療法がないときに限って利用するべきであるという立場を改めて表明する。しかしながら、プラセボ対照試験は、たとえ証明された治療法が存在するときであっても、以下の条件のもとでは倫理的に行ってよいとされる。・やむを得ず、また科学的に正しいという方法論的理由により、それを行なうことが予防、診断または治療方法の効率性もしくは安全性を決定するために必要である場合。・予防、診断、または治療方法を軽い症状に対して調査しているときで、プラセボを受ける患者に深刻または非可逆的な損害という追加的リスクが決して生じないであろうと考えられる場合。

ヘルシンキ宣言の他のすべての項目、特に適切な倫理、科学審査の必要性は順守されなければならない。

WMA ヘルシンキ宣言第 30 項目明確化のための注釈

WMA はここに次の見解を再確認する。すなわち、研究参加者が研究によって有益と確認された予防、診断および治療方法、または他の適切な治療を試験終了後に利用できることは、研究の計画過程において明確にされていることが必要である。試験後の利用に関する取決めまたはその他の治療については、倫理審査委員会が審査過程でその取決めを検討できるよう、実験計画書に記載されなければならない。

(日本医師会訳)

